（準備金方式による特別償却）

第十八条の四　法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第五十二条の三の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十一条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の三の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第七号」とあるのは「同令第十八条の三の規定により読み替えられた前条第三項第七号」とする。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十八条の五　法第十八条の七第一項の規定により租税特別措置法第五十三条の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「法第五十三条第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項第二号」と、「法第五十二条の三」とあるのは「震災特例法第十八条の六第一項の規定によりみなして適用する法第五十二条の三」と、「法第五十三条第一項の」とあるのは「震災特例法第十八条の七第一項の規定により読み替えられた法第五十三条第一項の」とする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等）

第十八条の六　法第十八条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の三第一項の規定の適用については、同項第一号中「又は第三号の五の規定」とあるのは、「若しくは第三号の五の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の八第一項第一号の規定」とする。

2　法第十八条の八第一項各号に規定する買取りによる同項に規定する土地等の譲渡がある場合における租税特別措置法第六十五条の五の二、第六十五条の七（法第十九条第十四項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の二の規定の適用については、当該譲渡は、租税特別措置法第六十五条の五の二第七項第二号イ、第六十五条の七第十五項第一号イ又は第六十六条の二第十四項第二号イに掲げる譲渡に該当するものとみなす。

3　法第十八条の八第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の四及び第六十五条の五の規定の適用については、同項に規定する買い取られる場合は、同法第六十五条の四第一項各号に掲げる場合及び同法第六十五条の五第一項各号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

第十九条第五項及び第六項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第九項中「第十九条第八項」を「第十九条第九項」に、「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第十項中「第十九条第十項（法第二十条第十五項」を「第十九条第十一項（法第二十条第十六項」に、「第十九条第十項又は第二十条第十五項」を「第十九条第十一項又は第二十条第十六項」に改め、同項第一号中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に、「につき法第十九条第十一項」に改め、同号ロ及び同項第二号イ中「第十九条第十項」を「第十九条第十一項」に改め、同条第十一項中「第十九条第十項」を「第十九条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第十九条第十三項」を「第十九条第十四項」に改め、同条第十四項中「第十九条第十三項」を「第十九条第十四項」に改め、同項第一号中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十五項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第十六項中「第十九条第六項」を「第十九条第七項」に、「第二十条第十六項」を「第二十条第十七項」に、「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に改め、同条第十七項中「第十九条第十項（法第二十条第十五項」を「第十九条第十一項（法第二十条第十六項」に、「第十九条第十項の」を「第十九条第十一項の」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第二十七条第六項」を「第二十七条第七項」に改め、同項第二号中「第十九条第十項又は第二十七条第十項」を「第十九条第十一項又は第二十七条第十一項」に改め、同条第十八条第八項」に改め、同条第二十三項中「第十九条第七項」を「第十九条第十四項」に改め、同条第三十四項中「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に、「同条第九項」に、「及び第七項」を「及び第八項」に改め、同条第三十八項の表又は第六十五条の十四第十項から第十三項までの項中「第十九条第十項」を「第十九条第十一項」に、「第二十条第十五項」を「第二十条第十六項」に改め、同条第四十項の表租税特別措置法施行令第三十九条の九第二項第二号の項、租税特別措置法施行令第三十九条の九の二第三項の項及び租税特別措置法施行令第三十九条の二十八第三号の項中「第十九条第七項」を「第十九条第八項」に改める。

第二十三条各号中「により滅失又は損壊をした」を「に起因して当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供することができなくなった」に、「当該滅失又は損壊」を「その用に供することができなくなった時」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却）

第二十三条の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、その取得し、又は新築した賃貸住宅につき法第二十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該賃貸住宅につき同項の規定の適用を受ける各連結事業年度の連結確定申告書等（連結中間申告書で法人税法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び連結確定申告書をいう。）に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

第二十三条の三　法第二十六条の五第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の六十九第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第七号において「震災特例法」という。）第二十六条の二第一項の規定」と、同項第七号中「の規定」とあるのは「又は震災特例法第十八条の二第一項の規定」とする。

（連結法人の準備金方式による特別償却）

第二十三条の四　法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する租税特別措置法第六十八条の四十一の規定を適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十一第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前条第三項第一号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の三の規定により読み替えられた前条第三項第一号」と、「前条第三項第七号」とあるのは「同令第二十三条の三の規定により読み替えられた前条第三項第七号」とする。

（連結法人の特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第二十三条の五　法第二十六条の七第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の四十二の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の七十一第二項の規定の適用については、同項中「法第六十八条の四十二第一項第二号」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項第二号」と、「法第六十八条の四十一」とあるのは「震災特例法第二十六条の六第一項の規定によりみなして適用する法第六十八条の四十一」と、「法第六十八条の四十二第一項の」とあるのは「震災特例法第二十六条の七第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の四十二第一項の」とする。

（連結法人が被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の特例等）

第二十三条の六　法第二十六条の八第一項（法第十八条の八第一項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十四第一項の規定の適用については、同項中「」の規定」とあるのは、「」の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の八第一項（同法第十八条の八第一項第一号に係る部分に限る。）の規定」とする。